

初等中等教育における英語の目標

——戦後の学習指導要領(試案)を手掛りに——

上 田 徳 良

Abstract

With the progress of globalization, the objectives of English in Japanese elementary and secondary education have been focused on acquiring comprehensive communication abilities in “listening,” “speaking,” “reading,” and “writing,” in order to foster “Japanese with English Abilities.” (Monbukagakusho, 2003) Today, English teaching in Japan seems to be in transition, judging from the forthcoming compulsoryness of English in elementary education. In this situation, it is useful for English teaching in Japan to reconsider the objectives of English education. In this paper, the author mainly referred to Tentative Suggested Course of Study in English, which was announced after World War II.

Over the years, two objectives, which don't go along with each other, have existed in English teaching in Japan. One is to master “skill” of English as a means of communication. The other is to acquire “culture” to promote “the full (favorable) development of personality” through English learning. This paper shows that the priority of them has been transposed between *Tentative Suggested Course of Study in English* (announced in Mar.1947) and *Course of Study for Foreign Languages* (announced in Mar. 2003).

Moreover, the concept of plurilingualism with the idea of “shared identity” can be found in the former, though it is difficult to find it in the latter. One thing, however, is certain: this concept should be considered as one of the most important factors so that we can reconstruct English teaching in Japan.

1. 問題提起

戦後、日本の英語教育に関する学習指針は、アメリカを中心とした連合軍の統治下、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期した」(旧教育基本法前文)、民主・平和国家の形成を目指して、1947年(昭和22年)3月20日に発表された「学習指導要領英語編(試案)」にその始まりを見ることができる。それ以後、現在まで、民間レベルからの英語教育への意見、学識経験者らの提言や批判、政府関係者らの教育試案などが、戦後の英語教育に影響を与え、文部科学省(旧文部省)が告示する「学習指導要領」に基づき、その時代の英語教育が実践されてきた。

しかし、日本の英語教育は、その効率の低さが指摘され(平泉、1974)、英語教育無用論(加藤、1955、1956)や入試科目としての英語科の存在価値論(若林、1987;田辺、1996)に発展する等、いつの時代においても常に議論の中にあった。たとえば、2006年2月28日に開催された第12回外国語専門部会では、小学校における英語教育の是非について、推進派と慎重派それぞれの代表が招かれ、ヒアリングが行われた(文部科学省、2006b)。推進派からは渡邊氏(清泉女学院大学教授)、そして慎重派からは大津氏(慶応義塾大学言語文化研究所教授)が、それぞれの主張を述べた。両氏の発言には、次のような件がある。

今は国の方針が明らかでないために、英語教育について先生が迷っているような状況だ。大事なことは、まず国家として方針を決めることだろう。方針を示すことで、子どもや親、先生が安心して一つの方向に向かうことができるようになる。また、教える人が不足しているとか、小・中の連携が

できていないなどと言われることもあるが、何が欠けているのかを整理して、時間をかけてでも教育条件を整備していくことが重要である。(渡邊)

小学校での英語教育の議論で忘れてはならない視点の一つは、学校における英語教育全体の中での位置付けであり、もう一つは、小学校における教育全体の中での位置付けである。しかし、これらの位置付けについて、今まで必ずしも十分に議論されていなかった。(大津)

両派とも、現時点における小学校の英語教育に問題があることを指摘している。にもかかわらず、文部科学省は、2006年3月27日の文部科学省教育課程部会 外国語専門部会(第14回)による「小学校における英語必修化」という提言を受けて、その実施に向けて具体的な作業をスタートさせた。根本的な問題を解決せず、見切り発車的な愚考とも言える判断によって、公的英語教育は混迷の度合いを増していく。

以上のように、英語教育の学習指針は不確実である。地球規模的視点を持ち、同時に日本社会の実情を深く洞察した新たな学習指針の確立が望まれる。本稿は、この根本的な課題、所謂「英語教育の再構築」へ向けて有効な手掛りを得るために、次の研究課題を設定する。

- 1 日本の公的英語教育にとって理想とされる目的は如何なるものであるか。
- 2 その目的達成を前提として、日本の英語教育を再構築する場合、その核となる概念とは如何なるものであるか。

具体的考察は、1947年(昭和22年)3月20日に発表された「学習指導要領一般編(試案)および同英語編(試案)」と1951年(昭和26年)に発表された「学習指導要領一般編(試案)改訂版および同外国語科英語編(試案)改訂版」を中心に行われる。理由は次のとおりである。

(1) 明治以来、学校という公的教育施設で行なわれる英語教育は、国家レベルでの意思決定に基づいて行なわれてきた。戦後の民主教育においては、この意思決定は「学習指導要領」

という形で具現化されている。「公的英語教育の変遷を顧み、当時の時代背景において英語教育がどのように位置づけられていたか」を再確認することは、現代そしてこれからの英語教育のあり方を探る上で見逃してはならない事実である。

(2) 1990年代半ば以降、時折、「日本は第2の敗戦を経験した。」という言葉を目にする。これは、バブル崩壊後の経済の低迷、社会不安、行政不信等日本の経済・社会のいわば劣化状況を表すのに用いられた表現である(堀、2003)。実際、60年前の敗戦とバブル崩壊による経済戦争での敗戦の意味合いは大きく異なる。しかし、日本がアメリカという大国に2度も席捲されたという点において、戦後と現代は酷似している。このような状況の中、「古きを訪ね、新しきを知る」が如く、60年前に作成された戦後初の学習指導要領は、これからの英語教育を考える上で、有効な示唆を与えてくれるはずである。

2 1947年(昭和22年)3月20日

公表 学習指導要領(試案)

2.1 「一般編(試案)の『第一章 教育の一般目標』と英語編(試案)の『序』」

戦後初の学習指導要領が、1947年に試案という形で文部省から発表された。一般編の「第一章 教育の一般目標」には、教育基本法に則り、「学習の指導」を具体的な形で当時の社会状態に応じて詳細に考える必要性を述べ、教育の目標を、個人生活・家庭生活・社会生活・経済生活および職業生活という4項目に分けて検討を加えている。そして、「・・・地方の実情に即した目標を定めて、教育の内容や方法を考へて行く出発点とすべきである。」と結び、戦前の画一的な教育ではなく、地方の特性を生かした、所謂“ボトムアップ”の教育の重要性を打ち出している。

この一般目標を受けて、学習指導要領英語編(試案)が作成された。新制中学校では英語教育は選択科目の中に位置づけられた。時間数は週に4時間を越えないことを原則としているが、状況に応じて週6時間まで増やすことが可能とされた。英語が必修科目ではなく、選択科

目として位置づけられた理由については、学習指導要領英語編（試案）の序で次のように述べられている。

義務教育の年限が延長されて、中学校の教育も義務教育の一環として行われることとなった。義務教育における教科目は社会の要求と生徒の興味とにもとづいて編成されるべきであって、必修科目は社会から求められ受けいれられる公民となるのに必要にして基本的な知識と技能とを与える科目のみに限るべきである。英語については、これを非常に必要とする地方もあるであろうが、またいなかの生徒などで、英語を学ぶことを望まない者もあるかもしれない。それで、英語は選択科目となったのである。

つまり、戦後の間もないこの時期には、英語は「社会から求められ受けいれられる公民となるのに必要にして基本的な知識と技能とを与える科目」とは認められてはいなかったのである。しかし、同時期の昭和21年10月に文部省によって実施された、東京都内の中等学校生徒の父兄約1000名に対する調査では、必修科目希望82%、選択科目希望18%であった。この調査は、地方で実施されていないが、長年、選択科目である英語が必修科目のごとく扱われてきた裏付けの一つであろう。

また、英語の学習において、重点を置くことを希望する項目に対する調査では、聴き方と話し方(73%)、読み方と解釈(67%)、作文(26%)、文法(23%)であった。当時、首都圏と地方では、教育的な格差は相当なものであったと思われるが、英語学習に対する社会の要求は、60年前も現在と同様であったことをうかがい知ることができる。つまり、敗戦直後から社会は実用英語の習得を要求しているにも拘らず、その要求に合致しない英語教育が、戦後から現在を通じて、なおも行なわれているという点では、大いに反省をしなければならない。

同時に、学習指導要領英語編（試案）の序の「義務教育における教科目は社会の要求と生徒の興味とにもとづいて編成されるべき・・・」という表現は、他の科目には見られず、「英語編」特有の表現であった。そして、この指摘（社会

の要求と生徒の興味）は、現代の英語教育を考えるうえで、重要なキーワードとなるものである。

2.2 「英語編（試案）の『第一章 英語科の目標』 英語科の目標は次の四項目からなっている。

- 一. 英語で考える習慣を作ること。
- 二. 英語の聴き方と話し方を学ぶこと。
- 三. 英語の読み方と書き方を学ぶこと。
- 四. 英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣および日常生活について知ること。

これらの内、二・三・四の目標は、時代の推移と共にその表現は異にしているが、現行の学習指導要領（小学校は平成10年12月、中学校は平成10年12月、高等学校は平成11年3月告示）にも見られる。例えば、二および三の「聴き方」「話し方」「読み方」「書き方」について、中学校の学習指導要領『第9節 外国語』では、次のように示されている。

第1 目 標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを凶ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

第2 各言語の目標及び内容等

英 語

1 目 標

- (1) 英語を聞くことに慣れ親しみ、初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする。
- (2) 英語で話すことに慣れ親しみ、初歩的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようにする。
- (3) 英語を読むことに慣れ親しみ、初歩的な英語を読んで書き手の意向などを理解できるようにする。
- (4) 英語で書くことに慣れ親しみ、初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようにする。

試案の四「英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣および日常生活について知ること。」という目標については、現行では、第1目標の「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め……」という言葉で表現されていると解される。現行の高等学校の学習指導要領では、各科目において、専門的に細分化された形で目標が挙げられているが、基本的なスタンスは中学校と同じである。

また、現行の小学校の学習指導要領の「第1章 総則」『第3 総合的な学習の時間の取り扱い』の中には次のような記述がある。

5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。

ここで述べられている「児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習」とは、試案の四「英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣および日常生活について知ること。」と同義であろう。

ところが、試案の一「英語で考える習慣を作ること。」という目標は、現行の学習指導要領には明示されていない。確かに、現行の「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め……」という言葉の中に、試案の一の目標が言い表されているという見方があるかもしれない。しかし、試案の一には次のような説明が続いている。

英語を学ぶということは、できるだけ多くの英語の単語を暗記することではなくて、われわれの心を、生まれてこのかた英語を話す人々の心と同じように働かせることで

ある。この習慣 (habit) を作ることが英語を学ぶ上の最初にして最後の段階である。

英語で考えることと翻訳することとを比較してみよう。前者は英語をいかに用いるかということを目的としているが、後者は古語を学ぶときのように、言語材料を覚えることに重点をおいている。前者は聴き方にも、話し方にも、読み方にも、書き方にも注意しながら英語を生きたことばとして学ぶのに反して、後者は書かれた英語の意味をとることにのみとらわれている。ここにおいて、英語で考えることが、英語を学ぶ最も自然な最も効果的な方法であることは明らかである。

試案では、英語学習の究極の目標を「英語を習得することによって外国人の心を理解する『習慣の形成』」にあるとしている。例えば、これは、多民族国家の集合体である欧州において共通の言語教育指針を示すために、Council of Europe が作成した Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment (以下CEFと記す) に見られる言語教育を通じた政治的目的の一つである「アイデンティティーと文化的多様性の尊重という、相互理解と寛容性の促進」(CEF: 3)に通ずるものである。所謂、自国語と同様他民族の言語も同じレベルで共有しようとする複言語主義の概念が、戦後の間もない段階において存在し、ここにおいて、複言語主義の根幹の一つである「アイデンティティーの共有」という理念が産出されるのである。人格全体を豊かにし、アイデンティティー感覚が好ましい方向に発展するよう手助けする目的(境, 2006)を持った言語教育は、生まれてこのかた英語を話す人々の心と同じように心を働かせることによって、成立する。しかし、このような試案の一の目標は現行の学習指導要領には謳われていない。

さらに、試案では、「英語で考える習慣を作るためには」と前置きをして、「聴き方」と「話し方」を習得すべき第一次技能とし、この技能の習得を前提として、第二次技能である「読み方」と「書き方」に進み、結果、「英語を話す国民のことを自然にすることになる」としてい

る。ここにおいても、試案と現行の相違点が見受けられる。試案では、英語を母国語とする人間それ自体の理解に焦点を当てているが、現行では、「言語や文化に対する理解を深め」と述べられているように、少なくとも表現上は、外国人そのものの理解という視点は見られない。

2.3 「英語編（試案）の『第二章 英語に対する生徒の興味』と『第三章 英語に対する社会の要求』

試案の序を受けて、第二章は選択科目としての英語という前提で述べられている。ここで特筆すべき点は、1. 「生徒は小学校6箇年の国語科において、一応の国語を習得している。」、2. 「かくて、英語学級は英語を選択した者のみで編成する。」という2点である。

まず、前者に関しては、現在、外国語専門部会で検討されている英語教育の課題の一つである「国語力」は問題にされず、既に習得されているという前提で英語教育が考えられている。当時、本当に小学校6ヶ年において十分な国語力を習得していたか否かという疑問は残るが、少なくとも国語力の十分な既習の上に英語を学ぶべきであるという考え方は、当時からあったと言える。現在、小学校での英語教育について審議中の外国語専門部会は、小学生の国語力低下を認めた上で、「国語教育と英語教育を積極的に結びつけ、…日本語とは異なる英語という言語に触れることにより、言語の面白さや豊かさ等に気づかせたり、言語に対する関心を高めこれを尊重する態度を身に付けさせたりすることなどを通じて、国語力の向上にも相乗的に資するよう教育内容等を組み立てる必要がある。」（外国語専門部会、2006）と述べている。確かに、日本の学校教育における英語指導に関しては、「国語力」は重要なキーワードであり、早期英語教育の是非を考えるときには必ず引き合いに出される。例えば、中島は、国際社会学の視点から、グローバル化への対応の急務を唱え、小学校からの英語教育に賛成の立場を取り、英語教育は国語学習にも生かされると主張している。一方、鳥飼は、英語教育学の視点から、母語で生きる力・考える力を身につけることの必要性を唱え、中学校からでも英語教育は間に合うとの立場を取り、人格形成の優先を主張し

ている（朝日新聞、2006a）。両者とも納得できる論理であるが、「英語指導が国語力アップに本当に繋がるか」、また「中学校でも国語力が十分ではない生徒はどのように指導するか」等、問題点はある。

次に、後者に関しては、現行では、中学校の英語は必修科目であり、小学校でも数年後には必修化される予定であるため、表面上、学級編成はクラスサイズの問題だけであるが、この試案の記述は、それ以上のものを示唆していると思われる。まず、「社会から求められ受けいれられる公民となるのに必要にして基本的な知識と技能とを与える科目ではない」英語が選択科目として位置づけられたことは、既述のとおりである。従って、選択科目としての英語の学級編成の根拠が「生徒の興味」に置かれていることは当然の流れである。このように考えれば、現行の必修科目である英語は、社会に求められる人間になるために必要な科目として、認知されたことになる。しかし、果たしてそうであろうかという疑問も出てくるはずである。前述の鳥飼は、グローバル化という旗頭の下、英語優先主義の誤った刷り込みの教育を危惧している。

試案の「第三章 英語に対する社会の要求」は、教材の選択に関する記述であるが、「社会の要求」を明らかにしたうえで「生徒の興味」を考慮しなければならないとし、英語教育を考えるうえで、「生徒の興味」が基盤となっていることが覗える。現行でも、当然、この流れはあるが、生徒の興味というよりは、「グローバル化」という社会的ニーズが優先されているという見方ができる。

3 1951年（昭和26年）公表、学習指導要領（試案）改訂版

3.1 「一般編（試案）改訂版」

1947年の試案の改訂版として発表された学習指導要領は、根本的な考え方は変わっていないが、状況調査の実施や当時の学説を引用するなど詳細なものとなっている。まず、『序論』の「2. 学習指導要領の使い方」には、次のような記述がある。

学習指導要領に示された学習内容の各学年

への配当をよく考える必要があるが、しかし、そのために児童や生徒の能力を無視した指導をすることは望ましくない。教師は児童や生徒の経験的背景や興味や能力を考え、さらに個人差に応じた活動をさせるようにくふうしなければならない。個人差を無視してどの児童生徒にも一律の活動を要求することは望ましくない。

個人の能力や、環境および興味を考慮し、個人差を常に念頭に置いた学習指導の在り方は現在にもその流れがあると思われるが、現行の学習指導要領には試案に見られるような「個人差の存在」をはっきりとした形で表現していない。例えば、「生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。」や「生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。」(『平成10年中学校学習指導要領』「総則」)という記述はあるが、「個人の能力差」という表現は見当たらない。

さらに、『1 教育の目標』の「2. 教育の一般目標」には、次のように述べられている。

・・・だから、教育の目標は、児童・生徒の行動や考え方の変化によって、社会の必要が充足され、それによって社会目的が到達されるような方式で考えられねばならない。

つまり、試案は、「個人」から「社会」に向かう、既述の“ボトムアップ”の学習指導スタンスを貫いていると思われる。しかし、現行の学習指導要領では「生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。」と謳ってはいるが、グローバル化という社会情勢が「個人の興味関心」とイコールになり、児童・生徒が好むと好まざるによらず、英語学習を強いる、所謂“トップダウン”の流れが見え隠れしている。戦前に見られるような、あからさまな国家による思想教育ではないが、注意しなければならない。

「4. 教科の目標」では、一般目標を受けて各教科の基本的目標が挙げられている。その中で「外国語の言語能力を養い、その外国語を通じて外国についての理解をうるために外国語教科が設けられている。」と述べられており、こ

の基本的考えは現行の「外国語の目標」にも組み入れられている。

3.2 『外国語科英語編(試案)改訂版』の『第1章 英語教育課程の目標 I. 目標の基礎』

第1章Iの1で、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という『教育基本法第1条』を達成するために、「教育の一般目標が作成され、そこから中等教育の目標を引き出すことができる。」と述べられている。その中等教育の目標から中等学校の全課程の一部である各教科目の目標を引き出されるのであるから、結果として、「英語教育課程が、それ自身の独立した明りような目標をもっているのではないといえる。」と中等教育の目標と英語教育課程の目標との関係を明確にしている。そして、「ゆえに、中等教育の目標に一致し、そこから導かれるいろいろな目標のみが、英語教育課程の目標として採択されるべきである。」と続いている。

「2. 中等教育の目標」では、(1)生徒が自己の可能性の最大限にまで成長発達する個人的能力を助ける、(2)生徒が望ましい型の社会人およびりっぱな市民にまで発達する社会的・市民的能力を助ける、(3)生徒が自己の職業的関心・能力および適性を発見する職業的能力を助け、職業を選ぶにあたって指導を与え、職業への予備訓練を助ける、という、三大能力の獲得を手助けするのが、中等教育の目標であるとしている。

さらに、「以上の目標のすべてに浸透しているものは、生徒をして平和を愛する個人および公民に発達させるという目標である。言い換えれば、平和への愛なくしては、列挙したその他のいろいろな目標を達成することは不可能であろう。ゆえに平和のための教育は、英語教育課程をも含めた全教育計画の条件であり重要な部分である。」と述べて、英語教育を含めて全教育課程が平和教育にあることを再確認している。

そして、次のような件でこの項が閉められている。

生活様式・習慣および風俗に関する個人的ならびに国民的差異を理解しないでは、また自国のものとは異なる生活様式・歴史および文化をもつ人々に対して望ましい態度をもたないでは、生徒は寛容な世界的精神をもつ公民に成長することはできない。さらに生徒は、一般人類の福祉に寄与する公民に成長すべきである。さもなければ、外国語の習得もほとんど意義を有しないであろう。習得した技能はその目的を離れてはなんの意義も有しないのである。

これは、ヨーロッパにおける各民族間の平和共存に寄与するために編成されたCEFの基本的姿勢に通じるものであり、1947年版の試案の考えを明文化したものである。

3.3 『外国語科英語編（試案）改訂版』の『第1章 英語教育課程の目標 II.中等教育の目標から派生しこれに統合されるものとしての英語教育課程の目標』

「生徒は単に英語を知るために英語を勉強するのではない」という前提の下、英語教育が達成を目指すものとして、次の5項目を挙げている。

- (1) 世界の学問のうちばく大な量が英語で書かれていることを考えれば、英語は個人の知的発達に資するということがいえるであろう。さらに、英語を用いる能力が、英語国民の学者や識者と接触する機会を得させる。
- (2) 文化はしだいに国民的規模から世界的規模に移りつつある以上、文化遺産の価値ある様相を生徒に伝達するのに、英語の果す役割は大きい。
- (3) 重要な倫理的原理と慣習とが、言語と文学とのなかに含まれているから、英語は品性の発達に資することができる。
- (4) 英語国民の家庭生活と社会生活のうちで、価値ある要素の理解と、また重要な部分が英語国民のなかで発達した全世界の国民の民主的遺産を理解させることによって、英語は社会的能力の発達に大なる寄与をすることができる。

- (5) 多くの職業、特に商業は、英語を習得しないでは不可能であり、英語が重要な程度にまで世界の商業語となったので、英語は職業的能力に寄与することができる。

これらは、中等教育の目標達成のために英語科として寄与しなければならない、他の教師と同様、英語教師が目標とすべき、『生徒の発達』という「教養上の目標」である。そして、この目標を達成させるために、四技能（聞く、話す、読む、書く）の習得という「機能上の目標」が設定されるのである。

試案では、この二つの目標は、並列された同レベルの目標ではなく、「教育の基本目的が、人間の個人的・社会的・公民的および職業的発達にあり、それに寄与する『教養上の目標』が終極の目標である」としている。同時に、「その達成は機能上の目標の達成をみるまでは、またはこれを除外しては、決して遂げられない。」とし、機能としての英語の学習指導の重要性も謳っている。

このように見てくると、試案と現行の英語の学習目標の間に矛盾が生じていることに気づく。1989年（平成元年）告示の中学校学習指導要領の外国語の目標には、「外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う。」と定められており、外国語の目標は、試案で言っている「教養上の目標」にあたるのが分かる。しかし、1998年（平成10年）告示の中学校学習指導要領の外国語の目標は次のように定められている。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

「・・・聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。」と定められた時点で、外国語の終極の目標は、試案における「機能上の目標」に変わっていると解さ

れる。

機能と教養の獲得順序が逆転したのか、あるいは機能と教養が同列の目標として位置付けられたのかは不明であるが、戦後発表された試案における英語教育目標の達成過程である「機能習得を前提とした教養獲得」という構図が、崩れていることだけは確かである。

また、現在審議中の「小学校における英語教育」に関して、その教育目標をスキル習得、所謂「機能習得」か、あるいは国際理解、所謂「教養習得」のいずれにするのかという問題では、審議会は後者の立場を適当と考え(文部科学省、2006a)、結果、試案の考え方に戻るなど、混乱の中にある。

この機能と教養の問題は、1974年(昭和49年)4月に自民党政務調査会案として発表された「外国語教育の現状と改革の方向—一つの試案—」が発端となった、平泉渉(当時参議院議員)と渡部昇一(当時上智大学教授)の間で論戦された英語教育論、所謂「英語教育大論争」(平泉、渡部、1975)の根底にあるものであった。平泉は、「顕在化された能力としての英語教育」所謂「機能習得優先」を、一方、渡部は、「潜在能力開発としての学校英語教育」所謂「教養習得優先」を、それぞれ唱えた。この問題は、30年を経た現在でも解決されていないが、時世は平泉案に傾いていると思われる。

また、試案・改訂版には次のような件もある。

・・・外国語学習指導は、高度な専門的技術であり、慎重に計画された一連の学習経験を、相当確定的な順序に配列しなければならない。他のどの領域よりも外国語は密接な教師の指導を必要とする。したがって、外国語は特に低学年においては、一教科のもとに、別個に構成される学習経験として指導したほうがよいことは明らかである。

仮に、日本の英語教育が「機能習得優先」という「スキル」習得重視の方向に進むならば、60年前の学習指導要領の「外国語教育は『専門性が高く、密接な教師の指導』の下に行なわれなければならない」という指摘を十分考慮して、指導体系を確立しなければならない。

4. 結 論

戦後の学習指導要領(試案)から1989年(平成元年)告示の学習指導要領までは、学校教育における英語教育の終極の目標は、「国際理解(当初は国際親善)」という、謂わば、人格形成を育む「教養」の習得であった。いつの時代も英語教育に対する社会のニーズは「使える英語」の習得であったにも拘らず、聴く・話すなどの「機能」は終極の目標を達成させるための手段であり、必ずしも、現在、叫ばれている「実践的なコミュニケーション能力」の習得に繋がるものではなかった。

平成10年12月と平成11年3月告示の現行の中学校と高等学校の学習指導要領で、機能上の目標である「実践的なコミュニケーション能力」の習得が終極の目標として謳われるようになった。しかし、この変更も、「社会の要求」と「個人の興味関心」に合致しているものであろうか。あるいは、グローバル化への対応という社会(むしろ産業界)の要求が、個人の興味関心を飲み込んでいるだけではないのか、と危惧される。

いずれにせよ、文部科学省が「英語が使える日本人」の育成(文部科学省、2003)を目指している以上、「機能上の目標」が最優先される。しかし、学校教育の終極の目標とされている「教養」の習得のあり方も、急速なグローバル化の流れの中で、現代の「社会の要求」と「個人の興味関心」に合致したものとして、再構築されなければならない。

最後に、本稿で設定した研究課題に対する筆者の見解をまとめれば、次のようになる。

第1の課題、「日本の公的英語教育にとって理想とされる目的」とは：

「社会の要求」と「個人の興味関心」という、時として相容れることのない二つの領域が、一本の線でしっかりと結ばれ、「英語学習の第一義的な目的である顕在化された能力『機能』(skill)」と「学校教育の終極の目標であり全人格形成に導く潜在能力『教養』(culture)」が、偏ることなく均衡のとれたものとして、獲得されることである。

第2の課題、「上記の目的達成を前提として、

日本の英語教育を再構築する場合、その核となる概念」とは：

(本稿第二節で触れた)「アイデンティティーの共有」を一つの根幹とした、自国語と同様他民族の言語も同じレベルで共有しようとする複言語主義に基づく思考(「学習指導要領一般編(試案)および同英語編(試案)」の中にも脈々と流れている)である。

今後、筆者は本稿で得た英語教育再構築の手掛りを含めて、公的英語教育のあるべき姿を追求していく。次稿において、筆者は、実際の英語教育で解決されなければならない数ある課題のうち、次の研究課題を設定して、日本の英語教育の再構築に向けて、さらに考察を進めていく。

- 1 グローバル化社会へ対応できる理想的な日本の英語学習者とは如何なるものであるか。
- 2 また、どのような教育理念のもとに彼らは育てられるべきか。

あとがき

本稿執筆中、初等中等教育における英語教育に関して、文部科学大臣は「小学英語不要論」を持論として、公言した(朝日新聞、2006b)。現在、小学校の英語必修化の作業が進行している中、文部科学省内において、小学校英語教育の方向性が一定していないことが窺える。英語教育者の一人として不安は拭えない。

また、2006年12月15日の参院本会議で、現行の教育基本法が「『個』から『公』重視」という抜本的な見直しによって『改正教育基本法』として、1947年の制定以来、初めて改正成立した。「愛国心」や「国家の介入」など様々な条例が盛り込まれた今回の改正は、子供たちにどのような影響を及ぼすのか、不安と期待が入り交じっている(朝日新聞、2006c)。

改正教育基本法は今日の国家主義の顕在化の第一歩とも解される。個人の確立を第一義とした、平和憲法の理想の実現を目指した旧法から、その基本理念を表す言葉が削除または変更された事実から容易に察することができる。例えば、

旧法の「第一条教育の目的」にある『真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた』という表現が変えられた。確かに、改正法の第2条(教育の目標)第2項に「・・・自主及び自律の精神を養うとともに・・・」とは明記されているが、『目的』ではなく『目標』に挙げられており、同時にトーンダウンした表現になっているのは否めない。さらに、旧法の第2条に規定された、「自発的精神を養う」という文の削除は、旧法をまとめた教育刷新委員会に参加した河井道(恵泉女学園創立者)の「自分で考えて判断できる人間になりなさい」(朝日新聞、2006b)という根本的な教育の理念の一角が崩れ始めていると危惧されてならない。野田(2007)は、「愛国心に閉ざされることなく、世界の平和を担う人間を育てる、自立した個人を育てる、この二つの基本理念とし、教育への国家的支配を排除した教育基本法が解体される」と言い切る。

いずれにせよ、改正教育基本法が表現上、いかに変更されようとも、戦後制定された世界に誇れる『平和憲法』の礎である『教育基本法』の精神を守り、後世に受け継がせていくことが、教育現場の最前線にいる(教科指導の枠を越えた)教師の責務である。

参考文献

- ・朝日新聞、2006a.「小学校から英語を必修?」『朝日新聞』2006年4月24日 東京：朝日新聞東京本社
- ・朝日新聞、2006b.「まず日本マスター」『朝日新聞』2006年12月12日 東京：朝日新聞東京本社
- ・朝日新聞、2006c.「教育の将来良くなるの」『朝日新聞』2006年12月16日 東京：朝日新聞東京本社
- ・奥村宣嘉、2004.「国際比較における日本の外国語教育」『世界の外国語教育政策・日本の外国語教育の再構築にむけて』東京：東信堂.214-217
- ・大城 賢、2003.「第11章 小学校における英語教育」山内 進（編）『言語教育学入門』東京：大修館書店.221-234
- ・大谷泰照、2004.「日本の外国語教育診断」『世界の外国語教育政策・日本の外国語教育の再構築にむけて』東京：東信堂.218-227
- ・加藤周一、1955.「信州の旅から——英語の義務教育化に対する疑問」『世界』（12月号）東京：岩波書店.141-146
- ・加藤周一、1956.「再び英語教育の問題について」『世界』（2月号）東京：岩波書店.142-146
- ・河合隼雄（監）、2000.『日本のフロンティアは日本の中にある——自立と協治で築く新世紀』東京：講談社
- ・国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会、1980『文部省学習指導要領1 一般編』東京：日本図書
- ・国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会、1980『文部省学習指導要領19 外国語編(1)』東京：日本図書
- ・国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会、1980『文部省学習指導要領20 外国語編(2)』東京：日本図書
- ・境 一三、2006.『語学教育と慶応義塾大学外国語教育研究センターの使命』東京：慶応義塾大学外国語教育研究センター <http://www.hc.keio.ac.jp/~skazumi/>
- ・田辺洋二、1996.「もしも入試に英語がなかったら」『英語教育』（44巻14号）東京：大修館書店.11-13
- ・津波 聡、2003.「第10章 英語教授法」山内 進（編）『言語教育学入門』東京：大修館書店.203-220
- ・野田正彰、2007.「復古「教育基本法」下の教師たち」『世界』（2月号）東京：岩波書店.92-102
- ・長谷川弘基、2004.「日本の英語教育の諸問題——英語学習の「目的」と継続性——」吉島 茂・長谷川弘基（編）『外国語教育Ⅲ—幼稚園・小学校篇』東京：朝日出版社.3-24
- ・服部孝彦、1994.「国際理解のための英語教育のあり方」『英語教育』（43巻1号）東京：大修館書店.29-31
- ・林 桂子・東真須美・宮崎裕治、2004.「日本」『世界の外国語教育政策・日本の外国語教育の再構築にむけて』東京：東信堂.158-212
- ・平泉 渉、1974.『外国語教育の現状と改革の方向——一つの思案——』東京：自由民主党政務調査会
- ・平泉 渉・渡部昇一、1995.『英語教育大論争』東京：文藝春秋
- ・堀 明彦、2003.「第2の敗戦を考える」『統計いばらき』（585号）茨城：企画部統計課
- ・文部省、1947.『学習指導要領一般編（試案）』東京：文部省
- ・文部省、1947.『学習指導要領英語編（試案）』東京：文部省
- ・文部省、1951.『学習指導要領一般編（試案）改訂版』東京：文部省
- ・文部省、1951.『学習指導要領英語編（試案）改訂版』東京：文部省
- ・文部科学省、1989.『中学校学習指導要領』東京：文部科学省
- ・文部科学省、1998.『小学校学習指導要領』東京：文部科学省
- ・文部科学省、1998.『中学校学習指導要領』東京：文部科学省
- ・文部科学省、1999.『高等学校学習指導要領』東京：文部科学省
- ・文部科学省、2003.『「英語が使える日本人」の育成のための行動計画』東京：文部科学省
- ・文部科学省、2006a.「教育課程部会外国語専門部会（第14回）」『小学校における英語教育について（外国語専門部会における審議の状況）（案）（反映版）』東京：文部科学省
- ・文部科学省、2006b.「教育課程部会 外国語専門部会（第12回）議事録・配付資料」東京：文部科学省
- ・吉島 茂（訳・編）、大橋里枝（他）、2004.『外国語教育Ⅱ—外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠—』東京：朝日出版社
- ・若林俊輔、1987.「このままでは英語教育は崩壊する——入試から英語をはずし、活性化を」『エコノミスト』（65巻34号）東京：毎日新聞社.76-81
- ・若林俊輔、1996.「もしも英語が必修科目だったら」『英語教育』（44巻14号）東京：大修館書店.14-16
- ・Council of Europe. (2001) *Common European Framework of Reference for Languages : Learning, testing, assessment*. Cambridge : Cambridge University Press.